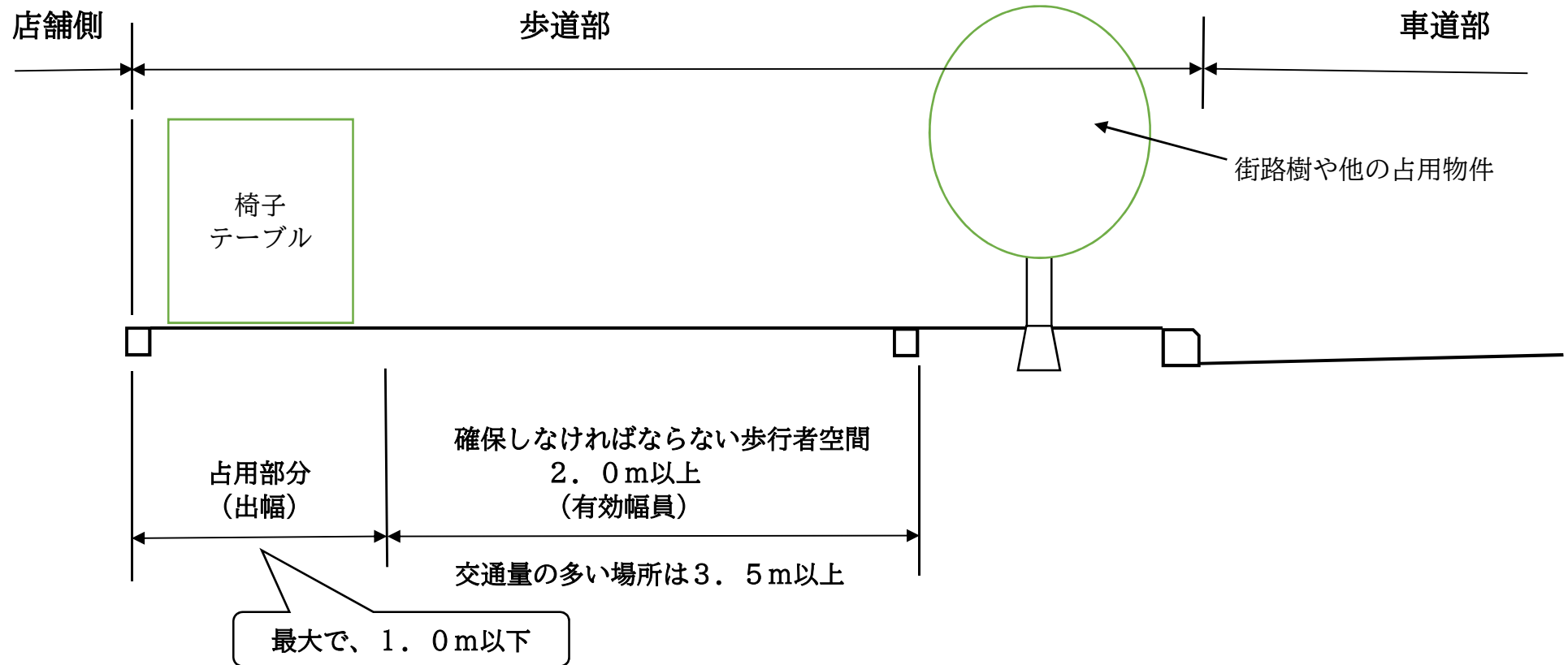


# 許可基準標準断面図



## ○その他の規制

- ・消火栓・誘導ブロック等の部分は、占用できません
- ・原則、交差点、横断歩道、車両の出入り口等の直近5mは不可
- ・残歩道幅員の扱いは、所轄警察署との協議となります
- ・縁日や祭礼時の許可とは別のもので、コロナ対策に係る緊急的なものとします
- ・設置場所は原則として民地（店舗側）寄りとします

※有効幅員の数値が確保されても、道路状況等により許可できない場合があります

○これ以外の場所については、緊急車両の走行確保ができる場合に限りです